

# 市県民税のお知らせ

## 問い合わせ 市税課

### 市県民税が変わる

#### 税源移譲で税制が改正

今年度の市県民税から、住民税所得割の税率が一律10%になります(①)。これは、国から地方への税源移譲(②)によるもので、同時に所得税の税率も変更(③)になりました。大部分の人

の住民税は増額に、所得税は減額になります。従来と基本的に変わりがありません。ただし、所得税・住民税の定率減税・定率控除が廃止(④)になったため、合計の税額自体は増額になります。

#### そのほかの主な改正点

- 定率減税廃止  
左記④を参照。
- 65歳以上の人の非課税廃止に伴う経過措置  
昭和15年1月2日以前に生まれ、前年の合計所得金額が15万円以下の人は、3分の2の税額で課税。(平成18年度は3分の1、平成20年度から全額)

■個人の市県民税所得割の分離課税等に係る税率割合等の改正  
土地・建物や株式の譲渡所得などに係る税率割合を改正。内容の詳細は、市税課市民税係へお問い合わせください。

#### ①市県民税所得割の変更

- 市民税  
平成18年度分まで→所得に応じて税率3~10%  
平成19年度分から→一律6%
  - 県民税  
平成18年度分まで→所得に応じて税率2~3%  
平成19年度分から→一律4%
- 合計で一律10%に

#### ②税源移譲

「地方にできることは地方に」という国の方針により、行われている政策。所得税と住民税の税率を変えることで、国の税収を減らし、地方の税収を増やすものです。地方は必要な財源を直接確保できるようになるため、身近な行政サービスを効率的に行うことができます。

#### ③所得税の税率変更

税率が6段階に細分化されました。また、市県民税と所得税の基礎控除や扶養控除などには差があるため、税率を変更するのみでは、税負担が増えてしまいます。この軽減のため、調整控除が創設されました。

#### ④定率減税廃止

所得税は平成19年分から、市県民税は平成19年度分から廃止になります。定率減税とは、平成11年度から、景気対策のための暫定的な税負担軽減措置として導入された制度です。  
※平成18年分の所得税は税額の10%相当(上限12.5万円)、平成18年度の市県民税は税額の7.5%相当(上限2万円)が控除されていました。

### 市県民税について

#### 市県民税(住民税)とは

市(町村)民税と(道府)県民税を合わせて、一般的に住民税と呼んでいます。

前年(1~12月)の所得に対して、その翌年の1月1日現在に住んでいる市町村から課税されます。

※住民税は県民税も含めて、すべて市に納税することになっています。

#### 納付方法

特別徴収と普通徴収の2つがあります。

- 特別徴収 給与から天引きで納める方法
- 普通徴収 市役所から送る納税通知書(納付書)で納める方法

#### 課税されない人

- 所得割も均等割もからない人
  - 1月1日現在に、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
  - 1月1日現在に、障害者・未成年者・寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が15万円以下の人
  - 均等割がからない人
    - 前年の合計所得金額が一定額(※)以下の人
    - ※扶養親族がない場合↓32万円。扶養親族がいる場合↓32万円×(1+扶養親族数)+18万9000円
- 所得割がかからない人
  - 前年の総所得金額等が一定額(※)以下の人
  - ※扶養親族がない場合↓35万円。扶養親族がいる場合↓35万円×(1+扶養親族数)+32万円

### 市県民税の減額・免除

次の①~⑥に該当し、税金の支払いが困難な人は、申請により、市県民税が減免されます。

#### ●対象

- 1月2日以降に生活保護法の規定による保護を受けた人。
- 1月2日以後に死亡した人で、平成18年中の合計所得金額が50万円以下の人。(1月2日以後に死亡した人の納税通知書は相続人に送付)
- 1月1日の時点で勤労学生だった人。(※注)
- 平成18年中の合計所得金額が50万円以下の単身世帯の人で、病気などにより平成19年中の所得が平成18年中の所得の半分以下になると見込まれる人。
- 平成18年中の合計所得金額が50万円以下の扶養家族がある人で、病気などにより平成19年中の所得が平成18年中の所得の半分以下になると見込まれる人。
- 火災などの災害により被害を受けた人。

#### ●減免額

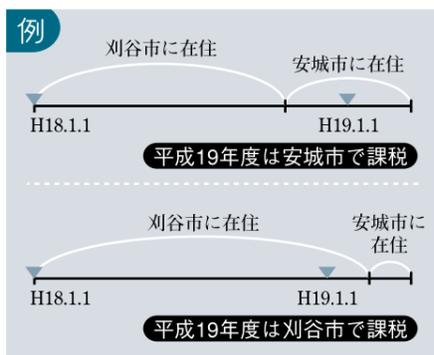
- 1~2 申請の日以後に納期が到来する税額の全額
- 3 申請の日以後に納期が到来する税額の2分の1相当額
- 4 被害の状況に応じて定められた額

#### ●申請期限

- 1~5 各納期限の7日前まで
  - 6 災害の日から30日以内
- 平成19年度納納期限
- 第1期 7月2日
  - 第2期 8月31日
  - 第3期 10月31日
  - 第4期 来年1月31日

#### 住民税の内訳

住民税は、主に税金を負担する能力がある人が均等な額を負担するもの(均等割)と、所得に応じて負担するもの(所得割)で構成されています。



#### ●申請方法

市県民税減免申請書を記入して市税課市民税係へ(申請書は同係にあります)

②に該当する人が10月15日に申請すると	
第1期	43,000円
第2期	40,000円
申請により、税額0円に	
第3期	0円 (減額前40,000円)
第4期	0円 (減額前40,000円)